

【機密性 2】

社援発 0807 第 10 号
老 発 0807 第 4 号
令和 8 年 8 月 7 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

令和八年熊本地震による災害に係る
社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について

標記については、被災施設の災害復旧事業を円滑に実施するため、別紙のとおり「令和八年熊本地震による災害に係る社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領」を定め、標記災害において適用することとしたので、了知のうえ、管内市町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

別 紙

令和八年熊本地震による災害に係る
社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領

1 被災後の事務処理

(1) 協議の対象事業及び対象経費

ア 協議の対象となる事業は、別表に掲げる施設の災害復旧事業であること。

ただし、厚生労働大臣が別に定める施設の災害復旧事業に要する経費については、この限りでない。この場合において、厚生労働大臣が別に定める施設は、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の第2の2、3及び4の表において「その他施設」として取り扱われるものとする。

イ 施設整備（施設と一体的な設備を含む。）については、災害復旧費協議額一件につき80万円以上であること。

ただし、交付要綱に定める施設及び「厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（令和6年6月21日付会発第0621第1号）」別表1の社会福祉施設等を一箇所（同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するもの）で複数運営する施設（以下「複合施設」という。）については、複合施設ごとに80万円以上であること。

(2) 協議書類及び提出部数

ア 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助協議総括表（様式第1号）3部

イ 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助協議書（様式第2号）1部

(3) 負担割合

災害復旧事業に要する経費に係る国、都道府県、指定都市及び中核市の負担割合は、交付要綱に定めるところによるものとする。

(4) 提出期限

協議書類は、（項）社会福祉施設整備費分及び（項）介護保険制度運営推進費分とに区分し、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局、以下「地方厚生（支）局」という。）あて災害発生の日から60日以内に提出すること。

なお、これによりがたい場合は、様式2号のみを作成（被害の概算額、災害復旧所要額及びその内訳を除く。）し、備考欄に協議予定時期を記載の上、期限までに地方厚生（支）局に提出すること。

【機密性 2】

2 災害復旧事業の早期着工等

被災後は速やかに施設運営の再開を図るため、所管局及び地方厚生（支）局と連絡を密にし、必要に応じ応急仮工事を施すとともに、災害復旧工事の早期着工に努めること。

また、応急仮工事及び災害復旧工事着工は協議書提出以前においても可能であるが、都道府県（指定都市、中核市）担当部局（以下「担当部局」という。）の指導のもと写真等により被災状況を的確に記録し、メジャー等を添える等、できるだけ明瞭に撮影するなどして、実地調査等に支障を生じないように留意すること。

なお、本通知による協議の提出期限前であっても、担当部局は必要な協議書等を受理し準備が整った段階で、可能な事業から実地調査等の実施に向けた調整を行うこと。

3 社会福祉施設等災害復旧費補助金の周知徹底

施設の早急復旧を図るため、社会福祉施設等災害復旧費補助金が、今回の令和 8 年熊本地震による災害において被害を受けた社会福祉施設等に遺漏なく活用されるよう、管内市町村、社会福祉施設等、関係団体等、関係各方面へ確実に伝達されるよう周知徹底に特段のご配慮をお願いする。

【機密性 2】

別 表

社会福祉施設等施設整備費災害復旧費対象施設

施 設 名 等	施 設 名
社会福祉施設等	
保護施設	救護施設 更生施設 宿所提供施設 授産施設
老人福祉施設	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター（※） 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 老人介護支援センター（※）
老人保健等施設	介護老人保健施設 介護医療院 訪問看護事業所 在宅介護支援センター 認知症高齢者グループホーム 生活支援ハウス
身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉センター 補装具製作施設 視聴覚障害者情報提供施設 盲導犬訓練施設
女性自立支援施設等	女性自立支援施設 一時保護所 女性相談支援センター
障害者支援施設等	障害者支援施設 障害福祉サービス事業所（療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業及び就労継続支援事業を行うものに限る。） 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 短期入所事業所

【機密性 2】

その他の社会福祉施設等	就労選択支援事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助事業所 相談支援事業所 地域活動支援センター 福祉ホーム 社会事業授産施設 隣保館 生活館 生活困窮者・ホームレス自立支援センター 日常生活支援住居施設 盲人ホーム 地域福祉センター 社会福祉士養成施設 介護福祉士養成施設 へき地保健福祉館（※） 在宅複合型施設 小規模多機能型居宅介護事業所 夜間対応型訪問介護事業所 介護予防拠点 地域包括支援センター 定期巡回・随時対応型訪問介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 市町村障害者生活支援センター
-------------	---

（注）※の施設については、施設と一体的な設備は対象外。